下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第８項」を「、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第８項並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第18条第８項から第10項まで」に改め、同項第一号中「平成27年地方税法等改正法附則第17条第11項」を「地方税法附則第15条の８第２項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号。以下「平成27年地方税法等改正法」という。）附則第17条第11項」に改め、同条第三項中「、第十七項、第十九項、第二十項、第二十二項、第二十四項、第二十六項及び第二十八項」を「から第十九項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項及び第三十四項」に、「、第十五条の三第一項並びに第五十六条の二第四項」を「並びに第十五条の三第一項」に、「、第二十項及び第二十二項」を「及び第二十項」に、「並びに平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項」を「、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三項、第七項から第十項まで及び第十七項」に、「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第十八項、第三十項及び第三十六項」に、「同項の規定する条例で定める割合を」を「当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同項ただし書及び同条第三十項に係るものにあつては二分の一、同条第三十六項に係るものにあつては」に、「附則第七条第二十九項から第三十二項まで」を「附則第七条第二十九項及び第三十項」に、「並びに平成二十五年地方税法改正法附則第十一条第四項及び第六項」を「、平成二十五年地方税法改正法附則第十一条第四項及び第六項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十一項及び第十二項」に改め、「減額された額」の下に「（地方税法附則第十五条の八第四項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）」を加え、「〇・七三五」を「〇・七三五七五」に改め、同条第四項第一号中「第六号、第八項」を「第七号、第八項、第十八項、第三十一項」に、「に係るものにあつては二分の一、同項第六号」を「並びに同条第十八項ただし書及び第三十一項に係るものにあつては二分の一、同条第二項第七号」に改め、「三分の二」の下に「、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三」を加え、同項第三号及び第四号中「〇・〇一〇二九」を「〇・〇一〇三五三」に改める。

第三十三条第一号中「次号」を「次の各号」に、「〇・九七九」を「〇・九八三」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	額
原動機付自転車	
イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ニに掲げるものを除く。）	一、五〇〇円
ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの	一、五〇〇
ハ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	一、八〇〇
ニ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の八で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの	二、七七五
軽自動車	
二輪のもの（側車付のものを含む。）	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、七〇〇
三輪のもの	
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、三二五
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、九二五
四輪以上のもの	
乗用	
営業用	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	四、一二五
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	五、一七五
自家用	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	五、四〇〇
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	八、一〇〇
貨物用	
営業用	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、二五〇
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、八五〇
自家用	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	三、〇〇〇
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	三、七五〇
専ら雪上を走行するもの	二、六二五
小型特殊自動車	
農耕作業用自動車	一、七二五
その他のもの	四、四二五
二輪の小型自動車	四、五〇〇

第三十三条第二号中「乗じて」を「それぞれ乗じて」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

$[\{(7{,}300円\times\alpha)\times A\}+\{(5{,}000円\times\beta)\times B\}]\times 0.983$

ただし、$(7{,}300円\times\alpha)$ 及び $(5{,}000円\times\beta)$ に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(7{,}300円\times\alpha)\times A$ 及び $(5{,}000円\times\beta)\times B$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。